議員提出意見書案第1号

地方財源の確保を求める意見書の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定による別紙意見書を須賀 川市議会本会議規則(平成16年須賀川市議会規則第1号)第8条第2項の規定 により提出します。

平成25年3月19日

総務常任委員長 生 田 目 進

地方財源の確保を求める意見書

地方は、これまで極めて厳しい財政状況におかれる中、自主的に行財政改革 や人員削減、給与の抑制など国を上回るペースで歳出削減努力を行ってきた。

このような状況の中、政府は「地方財政計画上の人件費削減を通じた地方交付税の削減」を閣議決定した。しかし、地方交付税は本来、地方の税収とすべき税を国税として国が代わって徴収し、国税の一定割合を合理的な基準で再配分する地方固有の財源であり、その使途は何ら制限がなく、各団体の自主的な判断に任されている一般財源である。また、その交付総額は地方財政計画に基づいて決定されるものである。

今般、閣議決定された「地方財政計画上の人件費削減を通じた地方交付税の削減」は、地方財政計画に国の考え方を一方的に反映し、地方に国の考え方を強制する内容であり、地方固有の一般財源であるという地方交付税の理念や地方分権の考え方に大きく反することとなり、看過することはできない。

また、福島県において、震災・原子力災害からの着実な復旧・復興に向け、 献身的に公務を遂行している自治体職員の給与を一方的に引き下げることは、 労働意欲の低下につながり、復旧・復興の妨げになることも危惧される。併せ て、自治体職員の給与は地元企業に働く労働者や各種団体職員の給与の指標と されており、その引き下げによる影響は大きく、地域経済の疲弊に直結するこ ととなる。

よって、本市議会は次の事項を実現するよう強く要望するものである。

記

- 1 地方の一般財源総額について、2012年度の地方財政計画の水準を下回らない交付額とする。
- 2 自治体職員の人件費の決定にあたっては、従来どおり自治体の自主性(慣行)を尊重する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

福島県須賀川市議会議長 鈴 木 忠 夫

内閣総理大臣

財務大臣 宛

総務大臣

議員提出意見書案第2号

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書の提出について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 99 条の規定による別紙意見書を須賀 川市議会本会議規則 (平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号) 第 8 条第 2 項の規定 により提出します。

平成25年3月19日

生活産業常任委員長 塩 田 邦 平

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引上げについては、2010年6月、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円(時間額)を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」ことで合意された。

しかし、現在の福島県最低賃金は時間額で664円となっており、この金額は 政労使が合意し目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その 水準は2007年からの5年間全国水準で31位と、全国でも低位にあり、県内勤 労者の賃金水準、経済実勢等と比較しても極めて低いものとなっている。

最低賃金の引上げは、働く者のセーフティネット機能を高めるとともに、労働意欲の向上、ひいては企業の業績向上へも寄与することにつながり、併せて福島県の復興・再生という観点から見た場合においても、県内の労働力の確保及び労働人口の県外流出防止のために非常に重要なことである。

よって、本市議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する下記の事項について強く要望する。

記

- 1 福島県の最低賃金については、2010年6月に行われた「雇用戦略対話」の 合意に沿った引上げを図ること。
- 2 福島県の復興促進、労働人口の流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積 みの改正を図ること。
- 3 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引上げを行う環境 を整備すること。
- 4 一般労働者の賃金引上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月 日

須賀川市議会議長 鈴木忠夫

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛

福島労働局長

議員提出意見書案第3号

「(仮称)協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書の提出 について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 99 条の規定による別紙意見書を須賀 川市議会本会議規則 (平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号) 第 8 条第 2 項の規定 により提出します。

平成25年3月19日

生活産業常任委員長 塩 田 邦 平

日本社会における労働環境の大きな変化の波は、働くことに困難を抱える 人々を増大させ、社会問題となっている。

また、2000年以降の急速な構造改革により、経済、雇用、産業、地方等様々な分野に格差を生じさせた。働く機会が得られないことで、ワーキングプア、ネットカフェ難民、生活保護受給者増大等、新たな貧困及び労働の商品化が広がっている。また、障がいを抱える人々や社会とのつながりが作れない若者等働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した地域課題である。

一方、NPO、協同組合、ボランティア団体等様々な非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することを目指し事業展開している。この一つである協同労働の協同組合は、働くことを通じて人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す活動を続けており、前述の社会問題解決の手段の一つとして、大変注目を集めている。

しかし、現在この協同労働の協同組合には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題がある。

既に、欧米では労働者協同組合(ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ)についての法制度が整備されている。日本でも協同労働の協同組合の法制度を求める取組が広がり、10,000を超える団体がこの法制度化に賛同し、また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まっている。雇用・労働の問題及び地域活性化の問題は表裏一体であり、誰もが希望と誇りを持って働く、仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティを作る、人とのつながりや社会とのつながりを感じる、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開くものである。

よって本市議会は、これらの課題解決のための有力な制度として、国に対し 協同労働の協同組合法の速やかな制定を求めるものである。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月 日

福島県須賀川市議会議長 鈴 木 忠 夫

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣宛

厚生労働大臣

総務大臣

経済産業大臣

議員提出意見書案第4号

放射能被害から子ども(県民)の健康を守るため国の責任で特別予算を つけて医師を確保し、独立行政法人国立病院機構福島病院を拠点病院と して位置づけるよう求める意見書の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定による別紙意見書を須賀 川市議会本会議規則(平成16年須賀川市議会規則第1号)第8条第2項の規定 により提出します。

平成25年3月19日

教育福祉常任委員長 鈴 木 正 勝

放射能被害から子ども(県民)の健康を守るため国の責任で特別予算をつけて医師を確保し、独立行政法人国立病院機構福島病院を拠点病院として位置づけるよう求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故は未だ収束しておらず、市民の健康不安は高まるばかりである。福島県は全体的に汚染され、子ども(県民)たちへの健康影響は今後どのように出てくるかと、皆大きな不安を抱えている。5年後、10年後を見通した対応をするため医師養成が重要である。原発を推進した国の責任で独立行政法人国立病院機構福島病院を放射能から子ども(県民)を守る拠点病院として位置づけ国の特別予算をつけることを求める。

福島県は放射能汚染により、ただでさえ少なかった医師の転出が多く、特に小児科医・産婦人科医の不足は深刻である。この地に住めないと人々の転出も起きている。現在、この地で安心して出産する病院、入院できる小児科医のいる病院も無くなる心配がある。緊急に国の責任で医師を全国に呼びかけ確保することも求める。

このような理由から、下記の事項について強く要望する。

記

1 放射能被害から子ども(県民)を守るため、国の予算で独立行政法人国立 病院機構福島病院の医師を確保し拠点病院として位置づけること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月 日

福島県須賀川市議会議長 鈴 木 忠 夫

総務大臣

財務大臣宛

厚生労働大臣

議員提出意見書案第5号

2013 年度教育予算の充実と教職員定数の改善を求める意見書の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定による別紙意見書を須賀 川市議会本会議規則(平成16年須賀川市議会規則第1号)第8条第2項の規定 により提出します。

平成25年3月19日

教育福祉常任委員長 鈴 木 正 勝

現在、学校における「いじめ」が大きな問題となっている。社会状況等の変化により、学校は一人一人の子どもに対するきめ細かな対応が必要となっている。福島県は、小中学校における独自の少人数学級による教育を全国に先駆けて実施しており、学校全体で子どもたちに寄り添いながら教育活動を進め成果を上げている。

一方、福島県では、東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの子どもがふるさとを離れ避難生活を送っている。臨時的に再開している学校も多く、教育環境、教育条件は極めて厳しい状況下での教育活動が行われている。子どもたちは、いかなる状況下においても、教育の機会均等のもとに一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。福島県の教育の復興においては、教育予算の拡充と教職員の増員が不可欠である。

現在地方財政は極めて厳しい状況にあり、このような中で震災・原発事故に 関する様々な対応とそこからの復興を進めなければならない。このような時だ からこそ、公共サービスの充実は不可欠でありマンパワーが必要である。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、いかなる状況の中にいても等しく良質な教育を受けられる「教育の機会均等」が保障されなければならない。そのためにも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国負担割合を 2 分の 1 に戻すとともに、教職員定数の改善を含む教育予算を確保し充実させる必要がある。

このような理由から、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 一人一人の子どもに対するきめ細かな対応を行うための教育予算の拡充と 教職員定数の改善を行うこと。また、当面する教育復興のための教育予算の 拡充と震災復興のための加配を十分に行うこと。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度 を引き続き堅持し、国庫負担割合を2分の1に復元すること。また、国家公 務員給与の臨時特例法による削減を、地方財政計画および義務教育費国庫負

担金に反映させないこと。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月 日

福島県須賀川市議会議長 鈴 木 忠 夫

総務大臣

財務大臣宛

文部科学大臣

議員提出意見書案第6号

TPP交渉参加反対に関する意見書の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定による別紙意見書を須賀 川市議会本会議規則(平成16年須賀川市議会規則第1号)第8条第1項の規定 により提出します。

平成25年3月19日

提出者 須賀川市議会議員 橋 本 健 二

賛成者 同 川田伍子

同 同 丸本由美子

TPP交渉参加反対に関する意見書

政府は、米国、豪州など9か国が行うTPP(環太平洋戦略的経済連携協定) 交渉への参加を検討しているが、TPPは関税撤廃の例外措置を認めない完全 な貿易自由化を目指した交渉である。

工業製品の輸出拡大や資源の安定確保を否定するものではないが、この国が 貿易立国として発展してきた結果、我が国は世界で最も開かれた農産物純輸入 国となり、食糧自給率は著しく低下した。

農林水産省の試算によると、TPPに参加すれば、農業生産額が4兆1,000億円減少し、食料自給率は40%から14%へ急落するとされており、農業・農村が壊滅的な状態に陥る。さらには、TPPの影響は農業分野にとどまらず関連産業を直撃し、地方経済は冷え込み、雇用を悪化させるのは確実である。

さらには、TPPへの参加は、日本の国の形を大きく変えることになるばかりか、東日本大震災と福島原発事故を受けた福島県と須賀川市の復興を根底から揺るがすことになる。

農業・農村の持つ多面的機能も失われ、将来にわたり大きな不利益を及ぼすことになることから、我が国の食料安全保障と両立できないTPP交渉への参加には反対であり、断じて認めることはできない。

よって、国においては、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

1、TPP (環太平洋戦略的経済連携協定) 交渉には参加しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月 日

福島県須賀川市議会議長 鈴木 忠夫

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣 宛

経済産業大臣

外務大臣

内閣官房長官

国家戦略担当大臣